

島根県報

平成16年 8月31日 (火)
第 1 603 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

平成16年 9月定例県議会の招集	(財 政 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	2
公有水面埋立ての竣功認可	(漁港漁場整備課)	2
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	3
県道の路線の認定の一部改正	(")	4
公有水面埋立免許の出願	(港 湾 空 港 課)	5
都市計画事業変更の認可	(都 市 計 画 課)	6

訓 令

島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	6
--------------	-----------	---

公 告

平成16年度毒物劇物取扱者試験の合格者	(薬 事 衛 生 課)	7
---------------------	---------------	---

告 示

島根県告示第843号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定に基づき、平成16年9月13日定例県議会在松江市に招集するので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 8月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第844号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 8月31日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スイングおき薬局	隠岐郡西郷町大字城北町353番 2	平成16年 8月 2日
うらしまクリニック	八束郡東出雲町錦新町 2 丁目 2 - 10	平成16年 8月20日
斐川生協病院	簸川郡斐川町大字直江町4883番地 1	平成16年 8月 1日

島根県告示第845号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 8 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
斐川生協病院	簸川郡斐川町大字直江町4911	平成16年 7 月31日
第二出雲診療所	出雲市知井宮町238	平成16年 7 月31日

島根県告示第846号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年 8 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
那賀郡旭町大字来尾812 - 3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐とする。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第847号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 8 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 竣功認可の年月日
平成16年 8 月23日
- 2 竣功認可を受けた者
松江市殿町1番地
島根県 代表者 島根県知事 澄田信義
- 3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

1 工区

大田市静間町字和江1642番の地策公有水面

2 工区

大田市静間町字和江1642番の地策公有水面

(2) 区域

1 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び、①の地点と⑧の地点とを結び、春分秋分の満潮位 (D . L . + 0.560m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 鳥井四等三角点 (北緯35度12分49秒617、東経132度28分30秒123) から236度10分44秒、444.42mの地点

②の地点 ①の地点から288度47分35秒、7.93mの地点

③の地点 ②の地点から343度19分22秒、1.00mの地点

④の地点 ③の地点から73度17分47秒、3.10mの地点

⑤の地点 ④の地点から343度17分47秒、88.55mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から253度17分47秒、3.10mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から343度17分47秒、1.45mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から54度02分49秒、3.00mの地点

2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び、①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 鳥井四等三角点 (北緯35度12分49秒617、東経132度28分30秒123) から251度11分41秒、482.34mの地点

②の地点 ①の地点から206度09分50秒、1.80mの地点

③の地点 ②の地点から204度36分50秒、49.46mの地点

④の地点 ③の地点から294度36分50秒、12.90mの地点

⑤の地点 ④の地点から24度36分50秒、51.26mの地点

(3) 面積

1 工区 621.68平方メートル

2 工区 661.32平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成14年 3月29日 指令漁港第25号の 3

6 閲覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、浜田水産事務所及び大田市役所

島根県告示第848号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所及び支庁において一般の縦覧に供する。

平成16年 8月31日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所及び支庁の名称	備考		
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長				
県道	隠岐空港線	隠岐郡西郷町大字今津字原405番1地先から同地先まで	前	メートル 21.50~ 22.50	メートル 15.80	隠岐支庁	道路改良工事 減幅 不用物件発生	
			後	18.50~ 20.50	15.80			
"	"	隠岐郡西郷町大字今津字原418番1地先から同地先まで	前	26.00~ 29.00	12.60		道路改良工事 減幅 不用物件発生	
			後	21.50~ 26.00	12.60			
"	波佐匹見線	那賀郡金城町大字波佐イ729-3番地先から同大字イ1241-4番地先まで	前	4.00~ 9.00	200.00		道路改良工事 拡幅	
			後	9.00~ 24.00	200.00			
"	"	那賀郡金城町大字波佐イ1241-4番地先から同大字イ1244-3番地先まで	前 A	4.00~ 8.00	290.00	浜田土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	4.00~ 8.00			290.00
				B	10.00~ 16.00			280.00
"	"	那賀郡金城町大字波佐イ1244-3番地先から同大字イ1249-1番地先まで	前	4.00~ 9.00	480.00		道路改良工事 拡幅	
			後	11.00~ 32.00	480.00			
"	"	那賀郡金城町大字波佐イ1249-1番地先から同大字イ1249-7番地先まで	前 A	4.00~ 12.00	355.00		道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	4.00~ 12.00			355.00
				B	10.00~ 22.00			300.00
"	"	那賀郡金城町大字波佐イ1249-7番地先から同大字イ907-2番地先まで	前	5.00~ 21.00	172.00		道路改良工事 拡幅	
			後	11.00~ 48.00	172.00			

島根県告示第849号

県道の路線の認定(昭和33年島根県告示第525号)の一部を次のように改正する。

平成16年8月31日

島根県知事 澄田信義

表71の項中「松江温泉停車場線」を「松江しんじ湖温泉停車場線」に、「北松江停車場」を「松江しんじ湖温泉停車場」

に改める。

島根県告示第850号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 出願人

島根県 島根県知事 澄 田 信 義

2 埋立区域及び埋立に関する工事の施工区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府453番地8の地先公有水面。

イ 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結ぶ平成15年の秋分の満潮位（D.L.+0.45メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 隠岐郡海士町大字菱浦地先の隠岐松ヶ崎灯台（北緯36度6分3秒、東経133度3分51秒）から308度3分25秒、2,088.66メートルの地点

②の地点 ①の地点から147度43分30秒、25.82メートルの地点

③の地点 ②の地点から57度43分30秒、30.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から147度43分30秒、21.47メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から57度43分30秒、43.30メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から327度43分30秒、5.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から237度43分30秒、0.40メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から327度43分30秒、44.42メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から57度43分30秒、0.40メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から327度43分30秒、0.60メートルの地点

ウ 面積

3,172.96平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施工区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府453番地8の地先公有水面。

イ 区域

次の各地点を順次結んだ線及びAの地点とDの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

Aの地点 隠岐郡海士町大字菱浦地先の隠岐松ヶ崎灯台（北緯36度6分3秒、東経133度3分51秒）から307度19分8秒、2,094.77メートルの地点

Bの地点 Aの地点から147度43分33秒、80.52メートルの地点

Cの地点 Bの地点から57度49分53秒、137.05メートルの地点

Dの地点 Cの地点から327度43分35秒、83.97メートルの地点

Eの地点 Dの地点から247度18分16秒、75.05メートルの地点

Aの地点 Eの地点から223度32分13秒、65.03メートルの地点

ウ 面積

12,255.35平方メートル

3 埋立地の用途

漁業施設用地

4 出願の年月日

平成16年 8 月16日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局島前事業所及び西ノ島町役場

島根県告示第851号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 8 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

仁多町

2 都市計画事業の種類及び名称

仁多都市計画公園事業

5・5・1号 三成公園

3 事業施行期間

昭和58年12月6日から

平成17年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和58年島根県告示1208号、昭和59年島根県告示第204号、平成2年島根県告示第322号、平成5年島根県告示第756号、平成10年島根県告示第900号、平成12年島根県告示第907号、平成16年島根県告示第258号の事業地のうち仁多郡仁多町大字三成地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

仁多郡仁多町大字三成地内

訓

令

島根県訓令第14号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成16年 8 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1 地方機関の長印の項中

島 根 県 立 大 学 長 学 印	24ミリメートル 平方	島根県立大学事務局長	科学研究費補 助金事務に係 る文書専用	を
科研費専用				

島 根 県 立 大 学 長 学 印	24ミリメートル 平方	島根県立大学事務局長	科学研究費補 助金事務に係 る文書専用	に改める。
科研費専用				
島 根 県 立 大 学 長 学 印	24ミリメートル 平方	島根県立大学事務局長	証明書専用	
証明書専用				

附 則

この訓令は、平成16年 9 月 1 日から施行する。

公 告

平成16年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成16年 8 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

001 002 003 006 007 008

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

023 029 031 033 046 051 054 055 060 063 065 067 073 074 077
078 082 083 090 095 097 112

